

第5回 繁華街における客引き行為等への対策検討会議 次第

令和4年4月12日(火)
小倉リーセントホテル
1階 ガーデンホール

1 客引き条例の骨子について 資料1～3

- (1) 第4回検討会議における条例骨子への意見について(資料1)
- (2) 意見を踏まえた条例骨子について(資料2)
(参考資料) 政令市における客引き規制条例の制定状況
- (3) 本市のパブリックコメント実施時の資料案(資料3)
(参考資料) 千葉市のパブリックコメント実施時の資料

2 今後のスケジュールについて 資料4

第 4 回検討会議における条例骨子への意見について

【条例骨子案全般について】

- ・ 基本的に、条例骨子に問題はないと考える。
- ・ 他都市の事例や地域の要望を参考に実効性のあるものにできるように。
- ・ 緩やかな規制ではなく、しっかりとしたものになりそうなので安心した。
- ・ 罰則および手続きを厳しく設定しているため、条例の効果が実感しやすい。

【条例の目的について】

- ・ 「条例の目的」について、「協働」の文言や、街づくりの要素を入れてはどうか。

【責務について】

- ・ 「市の責務」について、「必要な施策」の具体的な内容を例としてあげてはどうか。

【禁止区域の指定等について】

- ・ 規制や制限をかける範囲については議論が必要。
- ・ 禁止区域では罰則を適用するため、必要最小限の規制であるべきと考える。
- ・ 3年以上に渡り、悪質な客引きに対する対策を実施してきても効果がなかったことから、条例により禁止区域内での客引きを全て禁止することは理解できる。
- ・ 大阪のような 1 m ルールは、規制があいまいになるのではありません。

【罰則等について】

- ・ 「勧告」という言葉で、事業者が規制について認識できるのか。
- ・ 「報告の徴収等」について、具体的な規定を条例である程度定めるべきではないか。
- ・ 客引きをする者だけでなく、させたものも公表することは意義があると考ええる。

【その他運用等について】

- ・ 条例をつくることが目的ではなく、安全安心な環境を確保していくことが目的。
- ・ ポジティブな取組を優遇する仕組みについて検討したい。
- ・ 市民にとって不利益となる行為や、その手続きがわかりやすくあるべきである。
- ・ 客引き行為者を実際に取り締まる際の運用が重要になると考える。
- ・ 大学、専門学校などにきちんと事前に周知することが重要だと考える。
- ・ 「推進員」については賛成である。協力させていただく。
- ・ 例えば、少年補導員などの協力を得ることもいいのではないか。
- ・ 条例制定だけでなく巡回が必要。しかしながら、客待ち・勧誘待ちと一般市民の待ち合わせ等を見分けるのが難しいため、工夫が必要である。

意見を踏まえた条例骨子について

【北九州市客引き行為等の禁止等に関する条例 骨子】

第1 条例の目的

条例の目的として、「公共の場所における客引き行為等の禁止等に関し、必要な事項を定めること」、「市民、事業者等が、市と協働して安全かつ快適に公共の場所を通行し、又は利用することのできる環境の形成を図ること」、もって、「安全で安心なまちの実現に資すること」を定めます。

第2 用語の定義

条例において用いる用語の定義を定めます。

客引き行為等：公共の場所（道路、公園等）において行われる、客引き行為、客待ち行為、勧誘行為、勧誘待ち行為をいう。

客引き行為：通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為

客待ち行為：客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

勧誘行為：通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、役務に従事するように勧誘する行為

勧誘待ち行為：勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

市民等：市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者

事業者等：事業（その準備行為を含む）を行う者またはその従業員

地域団体：市内に存する自治会や商店街、その他の地域活動を行う団体

第3 市の責務

市は、条例の目的を達成するため、地域団体、警察その他関係機関との連携を図り、客引き行為等の禁止等に関し、必要な施策を推進すべきことを定めます。

第4 市民等及び地域団体の責務

市民等や地域団体は、市が実施する客引き行為等の禁止等に関する施策に協力するよう努めることを定めます。

また、禁止区域を活動範囲に含む地域団体は、巡回、啓発その他の客引き行為等を行わせないための自主的な取組を推進し、客引き行為等が行われないまちづくりに積極的な役割を果たすよう努めることを定めます。

第5 事業者等の責務

事業者等は客引き行為等をし、又はさせるときは、安心・安全で快適な生活環境を阻害しないように努めることを定めます。

また、事業者等は市が実施する客引き行為等の規制に関する施策に協力すること及び客引き行為等の適正化に関し、従業員への指導、監督等を行うよう努めることを定めます。

第6 繁華街における客引き行為等への対策検討会議

禁止地区の指定に関する事項及び客引き行為等の禁止に関し市長が必要と認める事項について、学識経験者等からの意見を聴取するために、「繁華街における客引き行為等への対策検討会議」（以下、「検討会議」という。）を置くことを定めます。

第7 客引き行為等禁止区域の指定

市長は、市民等が安全かつ快適に公共の場所を通行し、又は利用することのできる環境を確保するため特に必要があると認める区域を、禁止区域として指定（規則で定める）することができることや禁止区域を指定したときは、その旨を告示しなければならないことを定めます。

また、必要があると認めるときは、禁止区域の指定を変更し、又は解除することができることを定めます。

その他、禁止区域の指定、変更、解除に当たっては、第6に定める「検討会議」の意見を聴かなければならないことを定めます。

第8 禁止区域における客引き行為等の禁止

何人も、客引き行為等禁止区域において客引き行為等をし、又はさせてはならないことを定めます。

第9 禁止区域における客引き行為を用いた営業の禁止

事業者等は、禁止区域において、客引き行為をした者又は当該客引き行為に関係ある者から紹介を受けて、当該客引き行為を受けた者を客として当該事業者等の店舗に立ち入らせてはならないことを定めます。

第10 客引き行為等対策巡視員

禁止区域において客引き行為等をし、又はさせようとしているものに対し、注意、指導等を行うため、客引き行為等対策巡視員を配置することを定めます。

また、巡視員は、客引き禁止等の推進のための啓発その他客引き禁止等の推進に関する事務を行うこと等を定めます。

第11 客引き行為等対策推進員

市長は、禁止区域における客引き行為等の禁止の推進のため、地域団体又は事業者等のうちから客引き行為等対策推進員（以下、推進員という。）を委嘱できることを定めます。

また、推進員は、当該禁止区域において、客引き行為等を行い、又は行おうとしている者に対する注意喚起、客引き禁止等の推進のための啓発その他の活動を行うものとすることを定めます。

第12 勸告

勸告：市長は、第8及び第9に定める内容に違反したものに対し、当該行為をしてはならない旨を勸告できることを定めます。

第13 命令

命令：市長は、勸告に従わずに違反行為をしたものに対し、当該行為をしてはならない旨を命ずることができることを定めます。

第14 報告の徴収等

市長は、勸告、命令を行うにあたって必要があると認める時は、必要な限度において、違反行為をしたものに対し、必要な報告を求めることができることを定めます。

また、市長は、勸告、命令を行うにあたって必要があると認める時は、職員に違反行為をしたものの事務所、店舗その他事業に関係のある場所に立ち入らせ、必要な調査や質問をさせることができることを定めます。

その際には、身分を示す証明書を携帯し、請求があったときは掲示しなければならないこと、この立入調査や質問の権限は、犯罪捜査のために認められた強制力を有するものではないことを定めます。

第15 公表

市長は、第13の命令に従わないものや、第14の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたもの、第14の立入調査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に正当な理由がなくて答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたものについて、違反行為をしたものの氏名や住所、店舗の名称や所在地等を公表することができることを定めます。

また、公表しようとするときは、あらかじめ公表の対象となるものに、その理由を通知し、意見答弁の機会を与えなければならないことを定めます。

第16 土地所有者等への通知

市長は、第15による公表をしたときは、当該公表がされたものの業務の用に供されている土地又は建物を提供している土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表の内容を通知することができることを定めます。

第17 関係機関との連携

市長は、この条例の目的を達成するために必要な場合は、関係警察署長その他関係機関の長または関係団体の代表者に対して情報の提供その他必要な協力を求めることができることを定めます。

また、市長はこの条例の目的を達成するために必要な場合は、関係警察署その他関係機関の長に対し、違反行為に関する情報その他客引き行為等に関する情報の提供を行うことができることを定めます。

第 18 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定めることを定めます。

第 19 罰則

第 13 の命令に違反したものや第 14 の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたものに対して 5 万円以下の過料を科すことを定めます。

第 20 両罰規定

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、過料を科すことを定めます。

政令市における客引き規制条例の制定状況

都市	大阪市	京都市	神戸市（兵庫県）
施行日	H26/6	H27/4	H27/4
目的	<p>第1条 この条例は、市民等と協働して誰もが安心して通行し、利用することができる快適な都市環境を形成することに資するため、本市及び市民等の責務を明らかにするとともに、公共の場所における客引き行為等の適正化に関し必要な事項を定めることにより、集客都市にふさわしい魅力とにぎわいのある安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、公共の場所における安心かつ安全な通行を確保するため、客引き行為等の禁止その他客引き行為等を行わせないようにするための取組（以下「客引き行為等の禁止等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、市民及び観光旅行者その他の滞在者（以下「市民等」という。）にとって安心かつ安全なまちづくりの推進、国際文化観光都市にふさわしいおもてなしを尊重する気運の醸成並びに悠久の歴史の中で培われてきた本市の都市格の維持及び向上に資することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、何人も安心して公共の場所を通行し、又は利用することができるようにするために公共の場所における客引き行為等の防止に関し必要な事項を定めることにより、安心で快適な地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>
都市	川崎市	名古屋市	仙台市
施行日	H28/4	H30/4	H30/12
目的	<p>第1条 この条例は、客引き行為等を防止することにより、市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することができる生活環境の確保を図り、もって安心で快適な地域社会の実現に資することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、公共の場所における客引き行為等の禁止等に関し必要な事項を定めることにより、市民、事業者等が、市と協働して、安心して通行し、利用することができる快適な都市環境の形成を図り、もって魅力と活力のある安心、安全で快適なまちづくりに寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民等が安全かつ快適に公共の場所を通行し、又は利用することができる生活環境の確保し、もって魅力と活力のある安全で快適な街の実現に資することを目的とする。</p>
都市	熊本市	浜松市	静岡市
施行日	H30/12	R1/11	R3/1
目的	<p>第1条 この条例は、公共の場所における客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民、観光客等の安全と安心の確保並びに拠点都市としてのにぎわいの維持及び向上を図り、もって心豊かに暮らせる上質なまちづくりに寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、公共の場所における客引き行為等の禁止等に関し必要な事項を定めることにより、市民及び事業者等と協働して、安心して通行し、利用することができる快適な生活環境の確保を図り、もって魅力と活力のある安心、安全で快適なまちづくりに寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、公共の場所における客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民等及び事業者等と協働して、公共の場所を安全かつ快適に通行し、又は利用することができる生活環境の確保を図り、もって魅力と活力のある安心、安全で快適なまちづくりに寄与することを目的とする。</p>
都市	千葉市	札幌市	
施行日	R4/4全部施行予定	R4/7全部施行予定	
目的	<p>第1条 この条例は、客引き行為等の禁止その他の必要な事項を定めるとともに、客引き行為等の防止に関し、市が市民等、事業者等及び地域団体と協働して、市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することができる環境を確保し、もって魅力と活力にあふれた安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。</p>	<p>（素案より抜粋） 客引き行為等の防止に関し必要な事項を定めることにより、市民及び観光客その他の滞在者又は市内を通過する者（以下「市民等」という。）が、公共の場所を安全に安心して通行し、又は利用することができる環境の確保を図り、もって魅力と活力のある安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とします。</p>	

本市のパブリックコメント実施時の資料案

(仮称) 北九州市客引き行為等の禁止等に関する条例案の概要に関する
市民意見の募集について

1 条例制定化に向けた背景

風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）や福岡県迷惑行為防止条例（昭和 39 年福岡県条例第 68 号）（以下、「風営法等」という。）で規制されていない居酒屋・カラオケ店等の客引き行為等については、正当な営業活動の一環として行わるものであり、風営法等に触れない限り認められています。

しかしながら、小倉北区の魚町、京町周辺では、平成 29 年頃から一部の居酒屋などの客引きが道路中央に立ち、通行を妨げたり、つきまとう等、まちのイメージダウンとなる迷惑行為を行っており、適正化を望む声が上がっていました。

そこで、平成 30 年 8 月に、地元の商店街、自治会、小倉北警察署、本市による「小倉繁華街客引き適正化協議会」を結成し、定期的な客引きパトロールの実施や、客引きに関する自主ルールへの運用、商店街でのアナウンスや大型ビジョンを活用した啓発等を行ってきました。

また、令和 2 年 7 月に設置した有識者による「繁華街における客引き行為等への対策検討会議」（以下、「対策検討会議」という。）の意見を踏まえ、まず、客引きの実態調査及び来街者や住民の方々などへのアンケートを行ったほか、客引き業者からのヒアリング、民間警備員による迷惑行為への注意の喚起を行うなど、3 年以上に亘り、官民あがて様々な取組を行ってきました。

このような取組や新型コロナウイルス感染症の影響もあり、一時的に迷惑行為は減少したものの、客引きする者が頻繁に入れ替わることや、対策に法的根拠がないため、注意に聞く耳を持たない者が増えるなど、迷惑な客引き行為等の改善には至りませんでした。

このような状況から、昨年 12 月、地元商店街組合が加入する小倉中央商業連合会や、2 つの地元自治会から客引き行為を禁止する条例の制定を強く求める要望書が提出されました。

さらに、「対策検討会議」に対して現状を報告し、今後の対策について伺ったところ、「これまでのようなモラルに訴えかける対策では、これ以上の改善は見込めないこと」等を理由に、すべての委員から、「本市でも客引き行為等を禁止する条例を制定すべきである。」「条例制定に当たっては、すでに制定している他の都市の状況や課題を参考にして、本市の実情に応じた対策も併せて行うべきである。」といったご意見をいただきました。

これまでの取組や地元の要望、対策検討会議等の意見を踏まえ、市内全域の公共の場所において、客引き行為等により安全・安心で快適な都市環境を阻害しないよう事業者等に努めていただくとともに、客引きが多発する地域を指定し、その地域内において一切の客引き行為等を禁止する条例制定を検討します。

2 (仮称)北九州市客引き行為等の禁止等に関する条例案の概要

第1 条例の目的

条例の目的として、「公共の場所における客引き行為等の禁止等に関し、必要な事項を定めること」、「市民、事業者等が、市と協働して安全かつ快適に公共の場所を通行し、又は利用することのできる環境の形成を図ること」、もって、「安全で安心なまちの実現に資すること」を定めます。

第2 用語の定義

条例において用いる用語の定義を定めます。

客引き行為等：公共の場所（道路、公園等）において行われる、客引き行為、客待ち行為、勧誘行為、勧誘待ち行為をいう。

客引き行為：通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為

客待ち行為：客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

勧誘行為：通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、役務に従事するように勧誘する行為

勧誘待ち行為：勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

市民等：市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者

事業者等：事業（その準備行為を含む）を行う者またはその従業者

地域団体：市内に存する自治会や商店街、その他の地域活動を行う団体

第3 市の責務

市は、条例の目的を達成するため、地域団体、警察その他関係機関との連携を図り、客引き行為等の禁止等に関し、必要な施策を推進すべきことを定めます。

第4 市民等及び地域団体の責務

市民等や地域団体は、市が実施する客引き行為等の禁止等に関する施策に協力するよう努めることを定めます。

また、禁止区域を活動範囲に含む地域団体は、巡回、啓発その他の客引き行為等を行わせないための自主的な取組を推進し、客引き行為等が行われないまちづくりに積極的な役割を果たすよう努めることを定めます。

第5 事業者等の責務

事業者等は客引き行為等をし、又はさせるときは、安心・安全で快適な生活環境を阻害しないように努めることを定めます。

また、事業者等は市が実施する客引き行為等の規制に関する施策に協力すること及び客引き行為等の適正化に関し、従業員への指導、監督等を行うよう努めることを定めます。

第6 繁華街における客引き行為等への対策検討会議

禁止地区の指定に関する事項及び客引き行為等の禁止に関し市長が必要と認める事項について、学識経験者との意見を聴取するため、「繁華街における客引き行為等への対策検討会議」（以下、「検討会議」という。）を置くことを定めます。

第7 客引き行為等禁止区域の指定

市長は、市民等が安全かつ快適に公共の場所を通行し、又は利用することのできる環境を確保するため特に必要があると認める区域を、禁止区域として指定（規則で定める）することができることや禁止区域を指定したときは、その旨を告示しなければならないことを定めます。

また、必要があると認めるときは、禁止区域の指定を変更し、又は解除することができることを定めます。

その他、禁止区域の指定、変更、解除に当たっては、第6で規定する学識経験者等で構成する「検討会議」の意見を聴かななければならないことを定めます。

第8 禁止区域における客引き行為等の禁止

何人も、客引き行為等禁止区域において客引き行為等をし、又はさせてはならないことを定めます。

第9 禁止区域における客引き行為を用いた営業の禁止

事業者等は、禁止区域において、客引き行為をした者又は当該客引き行為に関係ある者から紹介を受けて、当該客引き行為を受けた者を客として当該事業者等の店舗に立ち入らせてはならないことを定めます。

第10 客引き行為等対策巡視員

禁止区域において客引き行為等をし、又はさせようとしているものに対し、注意、指導等を行うため、客引き行為等対策巡視員を配置することを定めます。

また、巡視員は、客引き禁止等の推進のための啓発その他客引き禁止等の推進に関する事務を行うこと等を定めます。

第11 客引き行為等対策推進員

市長は、禁止区域における客引き行為等の禁止の推進のため、地域団体又は事業者等のうちから客引き行為等対策推進員（以下、「推進員」という。）を委嘱できることを定めます。

また、推進員は、当該禁止区域において、客引き行為等を行い、又は行おうとしている者に対する注意喚起、客引き禁止等の推進のための啓発その他の活動を行うものとするを定めます。

第12 勧告

勧告：市長は、第8及び第9に定める内容に違反したものに対し、当該行為をしてはならない旨を勧告できることを定めます。

第13 命令

命令：市長は、勧告に従わずに違反行為をしたものに対し、当該行為をしてはならない旨を命ずることができることを定めます。

第14 報告の徴収等

市長は、勧告、命令を行うにあたって必要があると認める時は、必要な限度において、違反行為をしたものに対し、必要な報告を求めることができることを定めます。

また、市長は、勧告、命令を行うにあたって必要があると認める時は、職員に違反行為をしたものの事務所、店舗その他事業に係のある場所に立ち入らせ、必要な調査や質問をさせることができることを定めます。

その際には、身分を示す証明書を携帯し、請求があったときは掲示しなければならないこと、この立入調査や質問の権限は、犯罪捜査のために認められた強制力を有するものではないことを定めます。

第15 公表

市長は、第13の命令に従わないものや、第14の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたもの、第14の立入調査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたものについて、違反行為をしたものの氏名や住所、店舗の名称や所在地等を公表することができることを定めます。

また、公表しようとするときは、あらかじめ公表の対象となるものに、その理由を通知し、意見答弁の機会を与えなければならないことを定めます。

第16 土地所有者等への通知

市長は、第15による公表をしたときは、当該公表がされたものの業務の用に供されている土地又は建物を提供している土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表の内容を通知することができることを定めます。

第17 関係機関との連携

市長は、この条例の目的を達成するために必要な場合は、関係警察署長その他関係機関の長または関係団体の代表者に対して情報の提供その他必要な協力を求めることができることを定めます。

また、市長はこの条例の目的を達成するために必要な場合は、関係警察署その他関係機関の長に対し、違反行為に関する情報その他客引き行為等に関する情報の提供を行うことができることを定めます。

第18 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定めることを定めます。

第 19 罰則

第 13 の命令に違反したものや第 14 の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を正当な理由がなく拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたものに対して 5 万円以下の過料を科すことを定めます。

第 20 両罰規定

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、過料を科すことを定めます。

「千葉市客引き行為等の防止に関する条例」(案) について

近年、市内の繁華街で、居酒屋や接待飲食店への客引きが横行しており、客引き行為者による道路上での立ち塞がり、通行人へのつきまといなどの行為により、市民や通行人が安心して通行できる環境が妨げられる状況が発生しています。

そこで、特に客引き行為者の多い区域において、客引き行為等禁止区域を設定し、市民や千葉市へ遊びに来る方が安心して通行できる快適な環境を確保し、もって魅力と活力にあふれた安全で安心なまちづくりに寄与することを主な目的として「千葉市客引き行為等の防止に関する条例」を制定することとしました。

1 条例の目的

この条例は、客引き行為等の禁止その他の必要な事項を定めることにより、市民等が安心して公共の場所を通行又は利用できる環境を確保し、もって魅力と活力にあふれた安全で安心なまちづくりに寄与することを主な目的としています。

2 用語の定義

(1) 客引き行為等とは、業種の指定なく、道路、公園などの公共の場所で行われる、次の行為とします。

客引き行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定した上で、立ち塞がる、追従する、呼び掛ける等公共の場所の平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、客になるよう誘う行為

客待ち行為 客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

勧誘行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定した上で、立ち塞がる、追従する、呼び掛ける等公共の場所の平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、役務に従事するよう勧誘する行為

勧誘待ち行為 勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

(2) 市民等とは、本市の区域内に居住し、若しくは滞在し、又は本市の区域内を通過する者をいいます。

(3) 事業者等とは、事業活動を行う者又はその従業者をいいます。

3 市、市民等、事業者等の責務

市の責務

- (1) 市は、客引き行為等を防止するために、市民等や事業者等の意識の啓発を図るなど、必要な施策を推進するものとします。
- (2) 市は、客引き行為等の防止施策の推進のために、千葉県警察等の関係機関や地域団体と連携を図るよう努めるものとします。

市民等の責務

市民等は、客引き行為等の防止に関する市の施策に、協力するよう努めるものとします。

事業者等の責務

- (1) 事業者等は、客引き行為等を行ったり、行わせたりすることのないよう努めるものとします。
- (2) 事業者等は、客引き行為等の防止に関する市の施策に協力するものとします。

4 禁止区域の指定、違反行為等

禁止区域の指定

- (1) 市長は、条例の目的を達成するため、客引き行為等を禁止することが必要であると認められる公共の場所を「客引き行為等禁止区域」として指定できるものとします。
「客引き行為等禁止区域」の指定にあたっては、千葉県警察等の関係機関や禁止しようとする区域の地域団体から意見を聴くものとします。
- (2) 市長は、客引き行為等禁止区域を指定したときは、その旨を告示するものとします。
※禁止区域の指定は、中央区富士見地区、海浜幕張駅周辺を想定しています。
(別紙 禁止区域図のとおり)

違反行為

- (1) 何人も、客引き行為等禁止区域で、客引き行為等を行ったり、行わせたりしてはならないものとします。
- (2) 事業者等は、客引き行為等禁止区域で、客引き行為をした者や関係のある者から紹介を受けて、客引き行為を受けた者を客として店舗に立ち入らせてはならないものとします。

禁止区域における事業者が従業者に行う指導

事業者は、禁止区域内の公共の場所で、従業者に事業に関する宣伝をさせるときは、客引き行為等の禁止に関する指導を行わなければなりません。

禁止区域における市及び地域団体の協力

市及び地域団体（客引き行為等禁止区域をその活動の範囲に含むものに限り）は、禁止区域における客引き行為等の防止に関する取組を協力して行うものとします。

5 勧告等の実施、罰則

勧告

市長は、客引き行為等禁止区域で、違反行為をしている者に対し、違反行為をしてはならない旨を勧告することができるものとします。

命令

市長は、勧告を受けた者が勧告に従わず、かつ条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、勧告に係る行為をしてはならない旨を命令することができます。また、命令に違反して過料に処された者が再度違反行為をした場合、勧告を行うことなく命令できるものとします。

公表

市長は、下記（１）、（２）の場合は、次の事項を公表することができるものとします。

（１）命令を受けた者がその命令に従わない場合

- ・氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- ・店舗等の名称及び所在地
- ・命令の内容 等

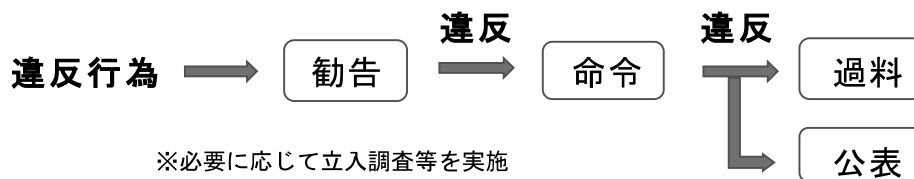
（２）市からの報告の求めに対し報告をしなかったり、虚偽の報告をしたり、立入調査を拒んだりした者などがある場合

- ・氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- ・店舗等の名称及び所在地
- ・公表の原因となった事実 等

過料

次のいずれかに該当する者は、５０，０００円以下の過料に処するものとします。

- ・命令に違反した者
- ・市からの報告の求めに対し報告をしない、若しくは虚偽の報告をした者
- ・立入調査を拒んだり、妨げたり、忌避したりした者
- ・市からの質問に対して答弁しない、若しくは虚偽の答弁をした者



※必要に応じて立入調査等を実施

※命令に違反し過料処分を受けた者が再び違反行為を行った場合、勧告を行うことなく命令できる

両罰規定

店舗や事業者等の従業者が過料に処された場合、その店舗や事業者等も過料に処することがあります。

6 立入調査等

- (1) 市長は、必要に応じて、違反行為をした者に対し報告を求めたり、市職員に、事務所や店舗などに立ち入らせて書類などを調査させたり、関係者に質問させたりすることができるものとします。
- (2) 市職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならないものとします。

7 関係機関への情報提供・協力要請

市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、警察、その他関係機関に対し、客引き行為等を行った者に関する情報その他客引き行為等に関する情報を提供することができるものとします。

また、必要があると認めるときは、警察、その他関係機関、関係団体に対し、協力を要請することができるものとします。

8 土地等の提供者への情報提供・土地等の提供者の努力義務

- (1) 市長は、違反行為の公表をしたときは、公表された者の業務の用に供されている土地や建物の提供者（所有者又は管理者）に、公表の内容を通知することができるものとします。
- (2) 禁止区域内にある土地や建物を、他人に提供する者は、その契約の際に、相手方が違反行為を行わない旨を約させるよう努めるものとします。

9 客引き行為等をしない旨の申出書

客引き行為等禁止区域において飲食店営業等を行っている事業者等は、違反行為をしない旨を、市に申し出ることができるものとします。

市は、申し出をした事業者等に対し、支援を行うことができるものとします。

10 施行期日

この条例は、公布日から施行します。ただし、禁止行為、勧告、命令、公表、過料などの規定は周知期間を経て、令和4年4月1日から施行することを予定しています。

今後のスケジュールについて

【令和4年2月議会答弁（市長答弁）】

R4. 2月 本会議 自民の会：香月議員 「客引き対策について」（市長答弁）

（質疑要旨） 本市のイメージアップを図る施策としての客引き対策の見解をお伺いする。

（答弁要旨） より効果的な対策として、客引き行為を禁止する条例を速やかに制定したい。

【今後のスケジュール（予定）】

パブリックコメントの実施（R4. 5月～6月）

- ・ 【R4. 3月～4月】 ○対策検討会議（条例骨子の協議）
- ・ 【R4. 4月】 ○常任委員会報告（条例骨子案の説明）
- ・ 【R4. 6月】 ○対策検討会議（パブコメ結果の報告）
- ・ 【R4. 6月】 ○常任委員会報告（パブコメ結果の報告）



【R4. 9月議会】 「客引き行為等の禁止等に関する条例案」を上程 ⇒ 可決

【R4. 10月1日】 「客引き行為等の禁止等に関する条例」一部施行
（禁止区域における罰則等を除く）

【R4. 10月初旬】 「客引き行為等禁止区域」の選定 ⇒ 【R4. 11月中旬】 禁止区域の告示
○地元からの要望聴取
○対策検討会議からの意見聴取

【R4. 11月中旬～12月中旬】 禁止区域の周知期間（看板設置、チラシ配布等）

【R4. 12月中】 「客引き行為等の禁止等に関する条例」全部施行（禁止区域における罰則等）